

もうかる6次化・農商工連携支援事業（6次産業型・農商工連携型）実施要領

1 趣 旨

この要領は、もうかる6次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成27年3月30日付第201400200732号農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、もうかる6次化・農商工連携支援事業のうち、「6次産業型」及び「農商工連携型」の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

近年、農林漁業所得が低下する中、農林漁業者が生産のみならず自ら加工、販売等を行う6次産業化は付加価値を高め所得の向上や雇用の確保につながる重要な取組である。

このことから県は、そのような意欲のある農林漁業者や連携する食品加工業者等（以下「農林漁業者等」という。）が作成した生産、加工、流通等に係る計画（以下「プラン」という。）を認定し、プランの実現に必要な支援を行うことにより、自らが、生産から加工・製造、流通・販売までを主体的に取り組む6次産業化や、農林漁業者と食品加工業者等が連携して商品製造等に取り組む農商工連携を進め、農林漁業者等の所得向上と地域経済の活性化を図ることを目的とする。

3 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1）6次産業化

農林漁業者、農林水産業を営む法人等が農林水産物を生産するとともにその加工・製造、流通・販売等を一体的に行うこと。

（2）農商工連携

農林漁業者、農林水産業を営む法人等が食品加工業者等および食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得し、ジビエ（シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉）を主として扱っている事業者と連携して、生産した農林水産物を活用した商品製造、販売等に取り組むこと。

(3) 連携農林水産物

農商工連携によって開発する商品の原材料であって、重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有する農林水産物のこと。

(4) 加工

食品表示基準（平成27年3月20日内閣府令第10号）第2条の1で定める加工食品に係る加工のこと。

4 プランの原則

認定するプランは、（1）から（6）までの要件をすべて満たすものとする。

（1）プランは区分毎に以下のとおりであること。

区 分	事業実施主体	要 件
6次産業型	農林漁業者 農林水産業を営む 法人 任意組織（規約を有 すること） 農漁協	①事業実施主体（任意組織・農漁協においては、プランにおいて支援を受ける最終の受益者（以下「最終の受益者」という。）とする。）自ら農林漁業経営を行っていること。 ②事業実施主体（任意組織・農漁協においては最終の受益者とする。）自らが生産だけでなく加工及び商品販売を行っていること（又はプラン期間中に行う予定であること。）。 ③原則プランに掲げる6次産業化の原料にあたる農林産物について、3年以上、経営耕地面積が30a以上又は年間の農産物販売金額が50万円以上であり、かつ生産状況が著しく悪いと判断されないこと。 ④本事業で扱う農林水産物（自ら生産する原材料）については、原則として事業実施主体（任意組織・農漁協においては最終の受益者とする。）が、おおむ

		ね50%以上生産を行っていること（又はプラン期間中に行う予定であること。）。 ⑤次のいずれかに該当するものであること。 ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき認定された者をいう。）の取組であること（プラン期間中の所得が所在する市町村の農業経営基盤強化促進基本構想（以下、「基本構想」とする。）において規定された所得目標以上となること。また、プラン期間中に認定後5年間を経過する場合は、再認定を受けること。）。 イ 社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人の場合は、農業関係所得相当額（作業者への賃金を含む。）が所在する市町村の基本構想に規定された所得目標と同等以上であること。 【水産分野】 ウ 漁業者1経営体のプランで取り組む加工品等の年間販売額が150万円以上を目指す取り組みであること。 エ 法人・任意組織・漁協の加工品製造販売額又は直接販売額がプラン期間中に10%以上向上すること。
--	--	--

農商工連携型	農林漁業者と連携する食品加工業者等	①次のいずれかの要件を満たすこと。 ア 補助金交付申請までに、原材料となる連携農林産物について仕入れ金額の50%以上を3年間、1戸以上の県内連携農林業者と安定的に取引する契約を締結すること。 イ 原材料となる連携水産物について、仕入れ金額の50%以上は県内の産地市場を経由する取り組みであること。 ②プランの目標年において、連携農林水産物はすべて県産となるよう努めること。
	食品衛生法に基づく食肉処理業の営業許可証を取得し、ジビエ（シカ、イノシシなど狩猟の対象となり食用とする野生鳥獣、又はその肉）を主として扱っている事業者	ア 原材料となる解体処理場に搬入される野生鳥獣について、県内の狩猟者から概ね80%以上を搬入される取り組みであること。 イ プランの目標年において、鳥取県HACCP以上の基準適合施設として認定されることに努めること

（２）プランに掲げた目標が具体的で、かつ、実現性が高いこと。

（３）プランを実行することにより、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化にメリットがあること。

（４）プランの実行においては、関係機関の役割分担が明確であり、特に行政による支援の対象は、支援がなければプランの実現が困難と認められるものであること。

（５）機械等の整備は、既存機械の更新等現状維持にとどまるものでないこと。

（６）プランの期間は3年とする。なお、プランの期間中からプラン終了年度の翌年度まで

毎年度の目標を設定すること。

- (7) プラン実行に際し、鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターの支援を受けること。

5 プランの内容

認定するプランは、農業分野（特用林産物を含む。）、畜産分野、水産分野及び農林漁業者と連携した食品加工等の分野及びジビエの食肉処理又は加工等の分野を対象とし、プラン対象加工品及びジビエの精肉・加工品等の原料供給量・製造量・販売量について、プラン終了年度の翌年度まで毎年度の計画を作成すること（プランに掲げる目標と重複することができる。）。

また、最終の受益者が過去に、とっとり発！6次産業化総合支援事業実施要領（平成23年6月27日付第201100049068号農林水産部長通知）に基づき認定されたプラン及び本事業で支援を受けたプラン（以下「前回のプラン」という。）における最終の受益者と同一の者である場合には、前回のプランにおける目標を達成しており、かつ、次のいずれかに該当するもののみ対象とする。

- (1) 前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して経営規模又は販売額が20%以上拡大されること。

ただし、6次産業型の取り組みで、中山間地域等直接支払制度による交付金の交付農地（又は交付見込み農地）におけるプランについては、前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して経営規模又は販売額が10%以上拡大されることとする。

- (2) 水産分野の法人・任意組織・漁協のプランについては、前回のプランにおける目標値と直近年度の実績値とのいずれか高度な値に対して販売額が10%以上拡大されること。

6 プランの作成者

- (1) 4の(1)の表における区分毎の事業実施主体（農林漁業者等）であること
(2) プランに係る取組において、原則として過去にもうかる6次化・農商工連携支援事業

(スタートアップ型)を活用し、目標を達成していること。又は過去に試作販売・マーケティング等の実施が確認できること。

7 プラン認定申請の手続等

(1) プランの作成者は、当該市町村長へプランを提出し、プランについての同意を得るものとする。

(2) 市町村長は、プランの内容を適当と認め、当該プランに同意したときは、プランに対する意見を添え、その旨をプランの作成者へ通知するものとする。

(3) プランの作成者は、以下のとおり申請を行うものとする。

市町村長の同意が得られたプランに別記様式1を添付して、以下の申請先へ提出し、認定の申請を行うものとする。

区 分	分 野	申 請 先	
6 次産業 型	農業(特用林産物を含む)、 畜産	東部（八頭郡を除く）	東部農林事務所長
		八頭郡	東部農林事務所八頭事務所長
		中部	中部総合事務所長
		西部（日野郡を除く）	西部総合事務所長
		日野郡	西部総合事務所日野振興センター所長
	水産	全県	水産振興局長
農商工連 携型	食品加工(農林業者、農協等と連携)、ジビエ	東部（八頭郡を含む）	東部農林事務所長
		中部	中部総合事務所長
		西部（日野郡を含む）	西部総合事務所長
	食品加工 (漁業者、漁協等と連携)	全県	水産振興局長

(4) (3)の申請を行う場合は、プラン期間中の経営計画（経営試算）を添付するものとする。

8 プランの認定

- (1) 申請を受理した東部農林事務所長、東部農林事務所八頭事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長、西部総合事務所日野振興センター所長又は水産振興局長（以下「所長等」という。）は、農業関係プラン審査会（水産振興局は、6次産業化（農商工連携）推進プラン審査会（以下「審査会等」という。）を設け、4のプランの原則に照らし合わせ、申請のあったプランの認定の適否について審査会等の意見を聞くものとする。
- (2) 所長等は、審査会等の意見に基づきプラン認定の適否を決定し、その結果を該当する市町村長及びプランの作成者に通知するものとする。

9 県及び市町村の支援体制

県及び市町村は相互に連携し、農林漁業者等のプランの作成及び実現に向け必要な助言及び協力を行うものとする。

10 助成措置

県は、毎年度予算の範囲内において、所長等が認定したプランにおいて県が支援すべきものと位置付けた事業（以下「支援事業」という。）の実施に要する経費について、要綱に定めるところにより補助するものとする。

11 支援事業

支援事業の実施期間は3年以内とし、支援事業の対象は、次のとおりとする。

- (1) 国庫補助事業等、他の事業で対応できないものであって、他の事業計画認定を受けている場合は当該計画との整合性が認められるもの。
- (2) 農産物（特用林産物含む）、畜産物、水産物関係の6次産業化及び農商工連携に係る推進活動及び施設・機械整備（ただし、30千円以上のもの。）等とするが、農産物（特用林産物含む）、畜産物、水産物生産に必要な機械等は対象としない。
- (3) 農林漁業者（団体を含む）と連携した食品加工又はジビエの食肉処理・加工等に必要な施設・機械整備（ただし、30千円以上のもの。）を対象とする。

- (4) 不動産（土地及び建築物）の購入及び土地基盤の整備に関する事業は対象としない。
- (5) 県が行う認証又は許可等の申請に係る経費（継続認定等に係る調査手数料等を含む）及び認証又は許可等の要件となる講習会参加等に係る経費（受講料、旅費等）は対象としない。

1 2 プランの公表

認定されたプランは、概要を県のホームページに掲載して公表する。

1 3 プラン実施状況の報告

- (1) プランの作成者は、プランに掲げた目標に対する達成状況、支援事業により導入した機械等の利用状況等を、別記様式2により翌年5月20日までに市町村長へ報告するものとする。また、報告を受けた市町村長は受理した報告書の写しを速やかに所長等に提出するものとする。
- (2) (1)の市町村からの報告を受けた所長等は、受理した報告書の写しを6月10日までに市場開拓局長に提出するものとする。また、その内容を関係機関と共有し、課題解決等の支援を行うものとする。
- (3) (1)の報告は、認定を受けたプランの目標年度分まで行うものとする。ただし、目標に対する実績が7割に満たない場合は、報告すべき期間を延長するものとし、その期間は、7割以上になるまでとするが、支援事業により導入した機械等の耐用年数までを最長とする。

1 4 プラン変更の承認

- (1) 認定されたプランの内容を変更（支援事業の追加を伴うものやプランの内容の重要な変更に限る。）しようとするときは、所長等に変更の認定を受けるものとする。ただし、令和元年度以前にプランの認定を受けた事業については、なお従前の例による。
- (2) 6及び7、8の規定は（1）の変更認定について準用する。

1 5 その他事業実施上の留意点

- (1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除するとともに、年間の効率的な利用に努めるなどにより、徹底した事業費の低減、低コスト化が図られるよう努めるものとする。
- (2) 事業実施主体は、機械、施設等を整備する場合、原則として3者以上の競争入札又は相見積もりにより契約業者を決定し、競争原理に基づいた適正な事業費の執行に努めるものとする。
- (3) 本事業を実施するに当たり、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年法律第229号）に基づく転用の許可、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- (4) 所長等は、作成・承認された事業計画に基づき、鳥取県農山漁村発イノベーションサポートセンターと連携し、PDCAサイクルを徹底した支援を併せて行うこととする。
- (5) 本事業を活用して製造された加工品については、積極的に食のみやこ鳥取県特産品コンクールに出品するよう努めるものとする。
- (6) この実施要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成27年7月15日から施行する。
- 3 この要領は、平成28年3月30日から施行する。
- 4 この要領は、平成31年3月14日から施行する。
- 5 この要領は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。
- 6 この要領は、令和3年3月26日から施行し、令和3年度事業から適用する。
- 7 この要領は、令和4年4月8日から施行し、令和4年度事業から適用する。
- 8 この要領は、令和4年9月28日から施行する。
- 9 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。

ただし、13の（１）、（２）の規定においては、この通知による改正後の規定を適用する（認定されたプランで策定されていない内容は除くことができることとする。）。

10 この要領は、令和5年3月31日から施行し、令和5年度事業から適用する。

11 この通知による改正前の本要領により実施した事業については、なお従前の例による。ただし、13の規定においては、この通知による改正後の規定を適用する（認定されたプランで策定されていない内容は除くことができることとする。）。